

10月1日実施



皆さまのご協力をよろしく願っています。

国勢調査は、統計法という法律に基づいて実施されます。日本に住んでいるすべての人には申告の義務があります。

点がありましたら、コールセンターにお問い合わせください。

調査員が9月23日から全世界帯に調査票を配布し、10月7日までに改めて訪問しますので、記入いただいた調査票は「調査書類収納封筒」に入れ、封をして調査員にご提出ください。調査員は封をしたまま市に提出しますので、プライバシーは保たれます。なお、調査票は同封の「郵送提出用封筒」で郵送提出することもできます。

●相談窓口の設置について
実施本部は、次の期間中、国勢調査相談窓口を設置しています。

10月1日までに調査票が届いていない、または調査票の追加が必要であるなど、調査員への連絡が必要な場合は、相談窓口までご連絡ください。

また、調査期間中は国勢調査コールセンターも設置されます。調査の内容や調査票の記入方法など、分からない

●県主催懸賞クイズのご案内
「平成22年10月1日に行われる国勢調査による福井県の人口は何人でしょう?」

県では、国勢調査に対する県民の認識を高め、調査の円滑な実施を図るために、人口予想懸賞募集を実施します。県の人口を予想して、はがきまたはメールでご応募ください。

応募宛先▼
●はがきの場合
〒910-8580
福井市大手3丁目17-1
県総合政策部政策統計課内
平成22年国勢調査福井県実施本部

●メールの場合
応募メールアドレス
kokuchou@pref.fukui.lg.jp

賞品▼

1等 芦原温泉ペア宿泊券	1名
2等 越前ガリ	2名
3等 若狭ぶぐセット	3名
4等 福井県特産品	20名

応募資格▼
福井県内に居住する人となります。(ただし県政策統計課および市町統計主管課職員は応募不可) 応募は1人1回限りとし、複数応募した場合はすべて無効となります。

当選者の決定▼
1等から4等まで、福井県が発表する「平成22年国勢調査速報」の県人口に一致したもまたはこれに近いもの(同じ答えのかが2名以上いる場合は抽選とし、以下順次繰り下げる)の順に決定します。

当選者の発表▼
2月下旬までに、当選者本人に賞品とともに通知します。

応募方法▼
必要事項6つ(①答え ②郵便番号 ③住所 ④氏名(ふりがな) ⑤年齢 ⑥電話番号)を記入し、はがきによる郵送、またはパソコン・携帯電話からメールにて応募してください。

個人情報取り扱いについて▼
取得した個人情報(郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号)は、賞品の発送に利用するともに、個人を識別できない統計情報として利用します。

懸賞についてのお問い合わせ先▼
県総合政策部政策統計課内
平成22年国勢調査福井県実施本部
☎0776-20-0273



秋 クマから身を守る基本

○爽りの秋。クマは冬眠を前にえさを求め、活発に活動します
○勝山の山では、どこでもクマと出遭う可能性があります
○クマによる人身事故を防ぐため次の3か条を守りましょう

基本3か条

- 一、クマを引き寄せない
- 二、クマに遭わない
- 三、出遭ってしまったら、興奮しない、させない



【クマを引き寄せませんか】
◆ 人家の周りに生ごみを捨てたり、置いたりしない
◆ お墓の供え物は持ち帰る
◆ キャンプや登山時など、ごみは必ず持ち帰る
※ごみはクマの餌付けになります

【八木の巣、木の実の近くは注意】

- ◆ 人家の周りの収穫予定のないカキ、クリなどは早めに撤去する
- ◆ ドングリ、クルミ、ギンナンも大好物ですので、注意が必要
- ◆ 近くにある八木の巣も放置せず、撤去を
- ◆ ※人がいても好物があるところにはやっつけてきます

【それでもクマに遭ってしまったら】

- ◆ とにかく落ち着く！
騒がず、決して走らず、ゆっくり後退する
- ◆ 子グマでも絶対に近付かない。
- ◆ 襲ってきたら急所を守る！
地面に伏せ、両手で首の後ろをガードし、頭と首を守ってください

クマを見たら

市役所または警察署へ！

【クマと遭わないために】
◆ クマの餌になる実がなるところに

問 林業振興課(☎88-8121)
勝山警察署(☎88-0110)

年金 国民年金保険料の前納制度をご利用ください

平成22年度の国民年金保険料は、月額15,100円(定額)です。
保険料のお支払いには、お得な前納制度(1年分、半年分)をご利用ください。前納制度は、保険料を毎月納める手間を省くだけでなく、保険料が割り引きされるお得な制度です。

例) 10月から平成23年3月までの保険料の納付

毎月納める場合
90,600円(15,100円×6か月)
半年分を一括で前納する場合
89,860円 ←上記より740円お得!
※納期限は11月1日(月)です

年金 年金受給者が亡くなったときは

年金を受給しているかたが亡くなったときは、すみやかに「年金受給権者死亡届」を提出してください。提出が遅れた場合、年金の過払いが発生し、後日返還いただくこととなります。

申請に必要なもの▶年金証書、死亡の事実を明らかにできる書類(住民票の除票など)

なお、亡くなったかたと生計が同一であった遺族は、亡くなった月までの未受給の年金を受け取ることができますので、併せて「未支給年金・保険給付請求書(複写式)」を提出してください。

申請に必要なもの▶上記のものに加えて、亡くなったかたと請求するかとの身分関係を明らかにできる書類(戸籍謄本など)、亡くなったかたと請求するかとの生計が同一であったとわかる書類(住民票など)、印鑑・通帳(申請者名義のもの)

※詳しくは下記までお問い合わせください

<お問い合わせ先> 福井年金事務所 お客様相談室 ☎0776-23-4518
市民課国保年金グループ ☎88-8102